写

特別職の報酬等の額について（答申）

府中市特別職報酬等審議会

特別職の報酬等の額について（答申）

平成２６年１０月７日付２６府政職発第３３号で貴職から諮問がありました標記について、次のとおり答申いたします。

平成２６年１２月８日

府中市長　高　野　律　雄　　様

府中市特別職報酬等審議会

会　長	濱　中　重　美
会長職務代理者	山　崎　　猛
委　員	井　上　郁　子
	小野澤　せつ子
	郭　　東　仁
	川　上　紀代子
	木　村　講　和
	櫻　井　　誠
	杉　田　廣　己
	安　田　　均

１　審議の経過

平成２６年１０月７日に府中市長から「特別職の報酬等の額について」の諮問を受けた府中市特別職報酬等審議会は､公正な立場にたって慎重に審議を行った。

報酬等の審議に際して以下の資料を活用し、府中市の財政状況、現在の社会経済情勢や市民感情、国の人事院勧告及び東京都人事委員会勧告の内容などを踏まえ他市との比較等検証し、その額が適正かどうか検討した。

２　主な審議資料

⑴　府中市の特別職報酬等改定の推移、財政の推移、国・都及び民間の平均給料と改定率の推移、特別職報酬等及び一般職給与改定の推移と年収比較、特別職の活動状況及び対外的役職

⑵　東京都２６市の人口及び世帯数の推移、財政状況、特別職報酬等額の順位及び改定状況、市長の給料と特別職報酬等との格差、ラスパイレス指数の状況

⑶　東京都２３区の区長等の給料の改定状況、議員報酬の改定状況

⑷　全国類似団体の財政状況、市長等の給料の改定状況、議員報酬の改定状況

⑸　東京都区部消費者物価指数

⑹　全国主要家計指標の動向

⑺　平成２６年８月７日に発表された人事院勧告

⑻　平成２６年１０月９日に発表された東京都人事委員会勧告

３　審議の内容

⑴　特別職報酬等の額を取り巻く状況について

ア　現在の日本経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、経済対策による下支えや雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかながらも回復を続けている。

イ　府中市の財政状況は、２６市や類似団体などと比較すると良いが、今後、市庁舎の建替えや府中駅南口再開発といった大規模事業や、老朽化した公共施設の維持管理に多額の経費がかかり、基金の取り崩しが必要となるため楽観視はできない。

ウ　平成２６年度の人事院勧告は、国家公務員給与が民間給与を１，０９０円下回ったため、この公民較差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら給料月額を０．２７％引き上げる勧告となった。

また、東京都人事委員会勧告は、東京都職員給与が民間給与を５２１円下回ったため、この公民較差を解消するため、給料月額を０．１３％引き上げる勧告を行った。期末・勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう国が０．１５月分、東京都が０．２５月分引き上げる勧告となった。

エ　東京都２６市における各役職の報酬等額を高いほうから並べた場合の府中市の順位は、市長が３位、副市長が２位、議長が４位、副議長が９位、議員が３位である。また、２６市において１９市が常任委員会委員長の報酬額を設定しており、いずれも副議長と議員の報酬額の間に設けている。

⑵　引上げが適当とする意見

ア　市長は、市のトップとしての責任は重く、報酬がでていない対外的な役職も多く兼ねている状況に対して、現在の給料は安い。

イ　一般職の給料が上がる傾向にあるのであれば、少しでも市長・副市長の給料について上げても良いのではないか。

ウ　市長・副市長の給料については、今までの成果を考慮して決めて良いのではないか。ここ数年の成果を市民も評価しているようなので、引き上げるのは問題ないと考えている。仮に、今後成果を出せなかった場合は、その時に審議会の中で判断すれば良い。

エ　市民サービスを廃止または縮小している状況はあるが、今までは様々なサービスの充実に力を入れていたが、より重要な施策に優先的にお金を使う必要が生じてきたのだと認識している。府中市は職員数の削減を進め、職員一人当たりの市民数が多摩地区の中でも多く、その職員が少ない状況でパフォーマンスを発揮している。このような市の内部努力を上手く広報し、限られた財源を有効に活用するという内容を市民に説明できれば、市長・副市長の給料を引き上げたとしても、市民に理解は得られる。

オ　東京都人事委員会勧告に準じた場合、一般職の給料はわずかしか上がらないため、大幅に引き上げる事は控えたほうが良い。

カ　今年の４月に消費税が３％上がっていることを考慮に入れても良いのではないか。市民生活において消費税の負担が増えた分だけ、給料が増えたわけではないが、給料を上げていかないと経済が成長しない。

キ　議員は市民の声を市政に反映させる重要な責務もあるので、引き上げても良いのではないか。

ク　以前の市長・副市長の３人体制を現在２人で担っていることや、財政状況が他市と比較すると評価できる状況であるため、平成２３年の減額前の水準に戻すことが妥当である。

⑶　据置きが適当とする意見

ア　平成２３年に市長・副市長の給料を引き下げた時の日本経済の状況とは異なり、景気は少し上向きになっているが、中小企業の業績は回復傾向にあるものの、従業員の給料を上げるところまでは至っていない状況である。

イ　府中市の財政基盤は２６市の中でもかなり強いと言えるが、老朽化した公共施設の維持管理に多くの経費がかかるため、今後の見通しを考えると、基金の取り崩しをさらに行わなければならない財政状況になると思われる。このような状況を考慮すると、現在の報酬等の額は市の人口規模に応じた順位になっており、良い位置にある。

ウ　議員については、市民の賃上げの実感がない状況や、国内では政務活動費の使われ方等で議員に対する信頼が損なわれている状況にあり、市民感情を考えると据置きが良い。

エ　平成２３年に市長・副市長については３万円引き下げられているが議員は据置きだったため、議員については据置きが良い。

⑷　その他の意見

ア　議員の議員報酬を引き上げる場合は、議員定数を削減し、削減で生じた分を原資として報酬に上乗せしたほうが良いのではないか。

イ　議員の活動内容が分かりにくいという市民の声を聞くので、議員活動の成果を上手に広報できれば、議員報酬が上がったとしても市民感情に問題はない。

これらの意見を踏まえ、総合的な見地から審議し、全会一致で次の結論に達した。

４　結論

⑴　市長・副市長の給料

市長・副市長の給料は次のとおり改定することが適当である。

区　分	現行月額（円）	改定額（円）	引上げ額（円）	改定率（％）
市　長	１，０５０，０００	１，０８０，０００	３０，０００	２．８６
副市長	９１０，０００	９３０，０００	２０，０００	２．２０

市長・副市長の給料については、平成２３年４月にそれぞれ３万円を引き下げていることや、東京都人事委員会勧告に準じて一般職員の給料が引き上げられる見込みがあることなどを考慮し、引き上げることが適当である。

引上げ額については、給料減額前の額に戻すことが望ましいが、一律で３万円引き上げた場合に、東京都２６市の中でその額が副市長は１位という高い水準となることを考慮した結果、市長は３万円、副市長は２万円の改定をするべきであるとの結論に達した。

⑵　議長・副議長・議員の議員報酬

議長・副議長・議員の議員報酬は据え置くことが適当である。

議長・副議長・議員の議員報酬については、平成２３年に市長・副市長の給料が引き下げられた際に据え置かれており、東京都２６市の中でその額が議長は４位、副議長は９位、議員は３位であり、近隣の同規模の市と比較して妥当な水準であることから、現状のまま据え置くべきであるとの結論に達した。

⑶　常任委員会委員長の議員報酬

常任委員会委員長の議員報酬は月額５６０，０００円とすることが適当である。

常任委員会委員長の議員報酬については、常任委員会の長として兼ねている役職があり、議員と比べて職責が重いことや、東京都２６市の中で１９市が副議長と議員の報酬額の間に設定していることから、副議長と議員の報酬額の中間である５６万円とするべきであるとの結論に達した。

⑷　改定の時期

市長・副市長の給料の額の改定及び常任委員会委員長の報酬の額を設ける時期は、平成２７年４月１日とすることが適当である。